

# 無添加表示がなくなる？ ～うわさの真相とは～ 第6回

全6回での連載にて「添加物の不使用表示に関するガイドライン」について解説しています。最終回は、表示禁止事項に該当する恐れがある類型10（過度に強調された表示）についてお話しします。

## ● 類型10: 過度に強調された表示

無添加あるいは不使用の文字等が過度に強調されている表示は禁止されます。

例えば、保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大きく「無添加」と表示し、そのそばに小さく「保存料、着色料」と表示する場合、消費者は保存料、着色料だけではなく、その他の添加物の使用していないように誤解する場合が考えられるため、禁止されます。また、商品のいろいろなところに、過剰に目立つ色で、〇〇を使用していないことをアピールすることもこの類型にあてはまり、禁止されます。



これまで6回にわたり「添加物の不使用表示に関するガイドライン」の内容についてお伝えしてきました。消費者庁から公表されたこのガイドラインは、消費者に誤認等を与えないように適切な表示を行うことを目的としたもので、食品添加物の不使用表示を一律に禁止しているわけではありません。

ガイドラインでは食品メーカーに2年程度を目安に（2024年4月頃）表示を見直すようにと書かれています。今まで見慣れた表示、購入する際に参考にしてきた表示などについても、私たち消費者に誤解を与えるような内容については見直されていきます。

正しく食品を選択するためには、商品の原材料名での食品添加物の確認方法や食品添加物を使用される理由、また食品添加物の安全性がどのように確認されているか、などについても理解を深めることが大切です。そのためにも、おいしくって安全なお話では安全安心や食と健康の情報そして生協で行った検査結果からわかった事実など正しい情報発信を続けていきます。

東海コープ  
ホームページに  
「おいしくって、  
安全なおはなし」の  
バックナンバーが  
あります。



2022年  
11月2週  
(45号)

東海コープからの  
おいしくって、  
安全なおはなし

